

弘前市職員採用資格試験を次のとおり行います。

平成27年10月22日

弘前市長 葛西 憲之

弘前市では、吉野町煉瓦倉庫及び緑地周辺を活用し、現代美術館を核とした文化交流拠点の整備を進めており、「吉野町煉瓦倉庫・緑地整備検討委員会」による検討を基に、基本計画を策定しているところです。  
計画を推進するために、学芸職を採用することとしましたので、美術分野の専門知識を有し、特に現代美術に強い関心を有する方の応募をお待ちしております。

## 1 試験職種、職務内容及び採用予定人員

試験職種	職務内容	採用予定人員
学芸職 (吉野町緑地整備推進室)	①美術館基本計画の策定及び推進に関すること ②美術館開設のイベントの企画・実施に関すること ③地域の市民や団体と連携して、アートプロジェクト、講座、ワークショップなどの実施や調整をすること	1名

## 2 受験資格

昭和51年4月2日以降に生まれた者で、次の(1)から(3)までの要件を満たすものが受験できます。

ただし、日本国籍を有しない者及び地方公務員法第16条に該当する者(次のア～エ)は受験できません。

ア 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 弘前市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(1) 学校教育法に定める大学または大学院を修了した者

(2) 美術館での実務経験または美術及び芸術文化に関する事業計画、運営、編集、デザイン、出版に係る実務経験を2年以上有し学芸員資格を有する者またはそれに準ずる者

※「それに準ずる者」とは、学芸員資格がない者で、5年以上の実務経験を有する者

(3) パソコンの基本操作(ワード、エクセル、SNSの更新や簡単なホームページの作成等)ができる者

## 3 第一次試験・・・書類審査

書類審査の結果については、平成27年12月28日までに本人に通知します。

## 4 第二次試験

(1) 試験日及び場所 第一次試験合格者に対して、直接通知します。

(2) 方 法 第一次試験合格者に対して、性格検査、面接試験等を行います。

## 5 合格から採用まで

最終合格者は、採用候補者名簿に登載されます。採用候補者名簿の有効期間は、原則として合格発表の日の翌日から1年間です。

採用予定日は平成28年2月1日となりますが、合格者の都合により、相談のうえ変更することができます。

最終合格者であっても、採用までに公務員としてふさわしくない行為等があった場合には、採用されないことがあります。

## 6 試験成績の開示(閲覧)

この試験で不合格になった人は、本人情報(成績)の開示を請求することができます。

開示を希望する場合は、受験者本人であることを証明する書類(運転免許証、パスポート、学生証等)を持参のうえ、市役所本館3階人材育成課人事評価担当(窓口302番)へ直接おいでください。(印鑑、受験票は不要です。)

受付時間は午前8時30分から午後5時までです。(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受付していません。)

開示する期間は、合格発表の日から1か月間です。

開示する内容は、第一次試験、第二次試験とも順位です。

## 7 給与・勤務条件等(平成27年4月1日現在)

### (1) 職位

採用時の職位は「主事級」を予定していますが、一定の基準を満たす場合には「係長(総括主査・主査)」として採用される場合があります。

職制の基本構成

部長(理事)－課長(参事)－課長補佐(総括主幹・主幹)－係長(総括主査・主査)－主事・技師

### (2) 給与

①基本給月額(初任給) 174,200円(平成27年4月採用の大学新卒者の場合)

職務経験等がある場合、一定の基準により増額されることもあります。

係長(総括主査・主査)として採用される場合は、223,900円以上となります。

※今後、人事院勧告による国家公務員の給与改定等を踏まえ、改定(引上げ又は引下げ)することもあります。

②諸手当 6月、12月に期末・勤勉手当が、11月～3月に寒冷地手当が支給されます。

また要件を満たした場合には、扶養手当、住居手当、通勤手当等が支給されます。

(3) 勤務時間 1日7時間45分、週38時間45分(原則)

### (4) 休暇制度

ア 年次有給休暇(年20日、4月1日採用の場合その年は、15日。残日数は、20日を限度として翌年に繰越し)

イ 病欠休暇、特別休暇等

## 8 受験手続

次の書類を弘前市経営戦略部人材育成課人事評価担当(市役所本館3階 窓口302番)に提出してください。

(1) 受験申込書 必要な事項を記入し、必ず顔写真を貼ってください。記載事項に不正があると受験が無効となったり、合格が取り消される場合があります。)

(2) 小論文(課題1、2ともに必須)

課題1「『世界につながる芸術に触れ、夢が育つアートの拠点』という言葉からあなたが考える事業の企画を述べてください。」(1,000字以内)

課題2「これからの社会におけるアートの役割について、あなたの考えを述べてください。」(1,000字以内)

(3) 成績証明書(最終学校)

※ (1)及び(2)の様式は人材育成課の窓口で配付するほか、市ホームページからもダウンロードできます。

※ **受験申込書を郵送で入手したい場合は、返送先の住所・氏名を明記し、120円切手を貼付した返信用封筒(角2号)を同封して、封筒の表に「学芸職(吉野町緑地整備推進室)実施要項希望」と朱書きして、弘前市経営戦略部人材育成課人事評価担当へ郵送してください。**

## 9 申込受付期間等

○受付期間 平成27年11月2日(月)から平成27年11月30日(月)まで。

(土曜日、日曜日及び祝日は閉庁しておりますので、受付いたしません。)

○受付時間 午前8時30分から午後5時まで。(この時間内に受付場所に到着したものに限り、受付をします。)

○受付場所 市役所本館3階人材育成課人事評価担当(窓口302番)

なお、郵送による場合は、平成27年11月30日(月)までに到着したものに限り、受付をします。

また、簡易書留によらない場合の郵便の事故等については、一切考慮しません。

## 10 その他

この試験に関する問合せは、弘前市経営戦略部人材育成課人事評価担当(電話(直通)0172-35-1119又は(代表)0172-35-1111 内線 283)にしてください。